

### 第3 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入については、現在、作物によっては技術的に確立されていないものもあることなどから、今後は、生産力を維持し省力化を図り、かつ科学的に栽培技術体系を確立しながら進めていくことが必要である。

このため、本県においては農業事務所、農林総合研究センター等の関係機関が一体となり、各関係農業団体と連携をとりながら、この生産方式の導入に取り組む農業者に対し、次の具体的支援を行うものとする。

#### 1 土づくりの推進に関すること

土づくりとは、土壌の物理的、化学的性質を良好に保ち、作物の生育を健全にすることにより生産性の向上と安定化を図ると同時に、肥料の利用効率向上や土壌の生物学的性質の改善により、施肥量、農薬使用量の低減を推進するものである。

このため県では、たい肥等有機質資材の施用技術の定着、普及のため、土壌診断結果に対する適切な指導・助言、たい肥ネットワーク等によるたい肥成分についての情報提供の他、効果的な輪作体系や緑肥作物導入等による土づくりについての助言・情報提供を積極的に実施するものとする。

#### 2 化学肥料の低減に関すること

化学肥料を低減するためには、土壌診断等により、土壌中の養分の状態、作物の生育状況等を正確に把握し、局所施肥、肥効調節型肥料や有機質肥料及び肥料のたい肥の施用を行うことが必要である。

また、その施用にあたっては、肥料特性や作物の吸肥特性を十分に理解して施用することが必要であることから、県では、試験研究や展示ほ等から得られた成果や家畜ふんたい肥利用促進ナビゲーションシステム等により得られた情報を積極的に提供・利用するとともに、環境に配慮した施肥基準の作成などにより生産性を維持しながら施肥量を減少させていく技術について指導・助言等を行うものとする。

#### 3 化学合成農薬の低減に関すること

化学合成農薬の低減については、生物的防除や機械的防除及び耕種的防除を積極的に導入し、病害虫の防除を合理的かつ経済的に行うため、病害虫発生予察情報を活用し、むやみな農薬散布を行わず被害の程度に応じた防除を行い、化学合成農薬の使用を減少させることが必要である。

このため、県では主要の作物について、病害虫雑草防除基準を作成するとともに的確な病害虫発生予察情報を関係団体等に定期的に提供するとともに、過度の農薬散布を防ぐための助言・指導を行うものとする。

#### 4 その他

持続性の高い農業生産方式の導入にあたっては、多種多様な知識・技術を必要とすることや、収量の減少等のリスクを伴うことから、必要に応じて県関係機関、関係団体等による検討会の開催や関連補助事業・制度資金の活用及び施設機械の効率的利用等の助言など、総合的に推進するものとする。